

# 令和5年度 大分県最低賃金審議会専門部会

- 1 日時 令和5年8月3日（木）午前10時00分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員（敬称略）  
公益代表：井田 雅貴、田中 朋子、松隈 久昭  
労働者代表：稲福 史、鹿嶋 秀和、藤本 雅史  
使用者代表：大塚 浩、藤野 久信
- 4 事務局  
大分労働局：斉藤 労働基準部長、金田 賃金室長  
田口 賃金室長補佐
- 5 議題  
(1) 金額審議  
(2) その他

## 6 議事録

### 賃金室長

委員の皆様方には、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

本日は、使用者代表委員の神委員から欠席のご連絡をいただいております。

このため、本専門部会は、8名が御出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項及び第6条第6項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行につきまして井田部会長、よろしく願いします。

### 部会長

ただ今から大分県最低賃金専門部会を開催します。

議題1「金額審議」に入ります。

一昨日、8月1日の専門部会から金額審議に入り、前回は、最初に労側、

使側それぞれの基本的な考え方を述べていただいた後、公労会議、公使会議の2者協議を行いました。

前回の概要を申し上げますと、

労側からは、

- ・ 中小・地場企業の賃上げ実現に向けては、物価上昇に負けない、適切な賃金原資の確保を含めて、適正な価格転嫁に向けた取り組みをサプライチェーン全体で定着させていく必要があること
- ・ 2023春季生活闘争では、30年ぶりとなる水準の実現ができており、また、2016年以降は中小と大手の格差が縮小しており、これを大分県内の未組織労働者に反映することが強く求められること
- ・ 連合が掲げるのは「誰もが時給1,000円」への到達である。2022連合リビングウェッジによれば、すべての都道府県で単身者が生活するには時給990円以上が必要であるとの試算結果が得られていること、また、大分県における最低限度の生活可能な賃金水準の確保が不可欠であり、その際、昨年末に簡易改定した連合リビングウェッジの1,020円を参考すべきであること
- ・ 大分県のあるべき水準の観点では第4表にこだわることなく、労働者の生計費を重視し、大分県の高卒初任給やハローワーク求人の募集時の時間給、近隣県との格差等を参考にすべきであること

などのご意見がありました。

一方、使側からは、

- ・ 物価の上昇や春闘結果における賃金引き上げ状況及び人材確保・定着の観点から、今年度最低賃金を引き上げることの必要性は理解できること
- ・ エネルギー資源や原材料価格の高騰による物価高に円安なども加わり経営環境は依然として厳しい状況が続いていること
- ・ 最低賃金法が罰則付きの強行法であり、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用されることを踏まえ、中小企業が起これている厳しい状況を踏まえた審議が不可欠であること
- ・ 最低賃金の決定にあたっては、法に基づく3要素を考慮する必要がある

が、その際、中小企業のおかれている厳しい状況を踏まえ「通常の事業の賃金支払い能力」を最も重視すべきであること、また、景気や経営の実態を表した各種指標やデータに基づき、納得感のある慎重な審議を行うべきこと

などのご意見がありました。

このような前回の議論を踏まえ、本日は、2回目の金額審議に入りたいと思います。全体会議の場で、何かご発言やご意見がございましたら、お願いします。

#### 【意見なし】

それでは、公労会議、公使会議入りたいと思います。  
まずは、事務局から本日の協議場所の説明をお願いします。

#### 賃金室長

協議場所につきまして、前回と同様、当会議室が公労会議、公使会議の場となりますので公益委員の皆様は会議室にお残りください。

労働者側委員の皆様は、3階の雇用環境・均等室奥の委員会室を、  
使用者側委員の皆様は、3階職業安定部の会議室を控室として用意  
しています。

事務局でご案内します。

協議が終了したのちには、また、当会議室にお集まりいただきますので、よろしく願いいたします。

#### 部会長

最初に、労側から、ご意見をお聞きしたいと思います。  
使側は、控室にご移動をお願いします。

それでは、これから、公労会議に入ります。

(二者会議)

それでは、全体会議を再開します。

労使それぞれから御意見をお伺いしたところ、

労側からは、

- ・ 連合が掲げる連合リビングウェイジの1,020円を参考すべきであること
- ・ 1,020円は2025年の改定までの到達目標であり、その差である166円を本年度からの3年間で達成していきたいと考えていること
- ・ 近隣県との格差是正について、特に福岡県との差が46円あり、同等の水準とは考えないが、審議にあたり考慮する必要があること

などのご意見がありました。

一方、使側からは、

- ・ 生産性向上や業務改善助成金などで支援策はあるが、特に小規模事業場では、余力がなく支援策を受けられないところもあること
- ・ 企業物価の上昇に対し価格転嫁を進めることが重要であるが、価格転嫁できていない中小企業の割合はまだ高く、また、労務費は価格転嫁として上乗せしにくいのが現状であること

などのご意見がありました。

このように意見が一致せず、本日はまだ、結論をまとめるまでに至りませんでした。このため、引き続き協議していきたいと思いますが、労使各側から何か話しておきたいことはないですか。

【意見なし】

ご意見がなければ、事務局に連絡事項をお願いします。

賃金室長

次回の専門部会は、8月7日（月）午前10時から、この会場で開催をお願いしたいと思います。

部会長

それでは、以上で本日の専門部会を終了します。

本日の議事録の確認委員は、藤本委員、大塚委員にお願いします。

皆様、大変お疲れ様でした。

確認委員	部 会 長	<u>井田 雅貴</u>
	労働者側委員	<u>藤本 雅史</u>
	使用者側委員	<u>大塚 浩</u>